

託児費用補助規程

(目的)

第1条 日本選挙学会(以下「本会」という。)は、会員に対して、総会・研究会の登壇のために託児サービス利用時に支払った費用の全額もしくは一部を充当することを目的とした託児費用補助を行う。

(対象)

第2条 託児費用補助の対象は、総会・研究会の登壇時に本会の会員であり、年会費を滞納していない者で、乳児・幼児・児童のための託児サービス等を利用した者とする。申請者の性別、年齢は問わない。ただし、他の経費や団体等から同一目的の援助を受ける者は対象としない。

(申請)

第3条 託児費用補助の募集は、学会ホームページに掲載する。

2 託児費用補助希望者は、総会・研究会の1ヵ月前を目処に事務局に申請する。

3 託児費用補助希望者は、総会・研究会終了後速やかに会員名、対象となった児童の人数、託児の利用日時、支払金額が記載された託児施設発行の領収書を事務局に提出する。

(支給額の決定)

第4条 支給額は、託児サービス利用時に支払った実費とし、1日当たり子ども1人につき5,000円を上限とする。

2 事務局は、理事長の許可を得て、託児費用補助の対象者及び支給額を決定する。

(支給)

第5条 本会は、決定した支給額を託児費用補助対象者の指定する口座に入金する。

2 支給後に申請内容が事実と異なることが判明したときには、本会は、支給額の返還を求めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会によってこれを行う。

附 則

この規程は、2024年3月9日から施行する。